

平成30年度第12回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	平成31年3月8日(金)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	15時48分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	野口 孝志	出席
	2番	糸田 雅樹	出席	6番	竹内 友夏	出席
	3番	井上 雅夫	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	庄倉 三保子	出席			
	8番	野口 龍馬	出席	14番	頼田 洋子	出席
	9番	遠藤 宏明	出席	15番	井上 武	出席
	10番	恩田 真季	出席	16番	田邊 元史	出席
	11番	林原 敏夫	欠席	17番	作野 英明	出席
	12番	池田 和雄	出席	18番	遠藤 健一	出席
議事録署名委員	9番	遠藤 宏明		10番	恩田 真季	
	13番	吉次 純一郎	欠席			
出席吏員	事務局長 芝田 卓巳 事務局長補佐 亀尾 憲司 事務員 田邊 操枝 産業課課長補佐 桑名 俊成					
傍聴人						

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	農用地利用集積計画案の決定について
第4号	農用地利用配分計画の意見照会について
第5号	農業委員会法第38条による意見の提出について
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知書について (2) 農地法第5条第1項による農地一時転用届について (3) 農地法第5条第1項による農地復元完了届について (4) 平成30年度遊休農地調査結果について (5) 農地中間管理事業制度の見直しについて
その他	(1) 平成31年度第1回南部町農業委員会総会開催日

日程及び提出 議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長	
2. 挨拶	会長	—省略—

	局 長	農業委員会会議規則第 6 条によりまして、日程 3 以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議 長	議事録署名委員は、9 番 遠藤宏明委員、10 番 恩田真季委員、書記につきましては田邊操枝事務員をお願いします。
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について	議 長	『議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第 3 条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明致します。
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【 議案第 1 号朗読及び説明（議案書 2 頁）】</p> <p>番号 1</p> <p>土地の表示： 登記：畑 現況：畑 118 m² 登記：畑 現況：畑 138 m² 登記：畑 現況：畑 54 m² 登記：畑 現況：畑 222 m² 登記：畑 現況：畑 171 m² 登記：畑 現況：畑 1,229 m² 登記：畑 現況：畑 758 m²</p> <p>計：田 4 筆 2,212 m² 畑 3 筆 478 m² 合計：7 筆 2,690 m²</p> <p>譲渡人： 耕作面積：14,273 m² 譲受人： 耕作面積：7,876 m²</p> <p>所有権移転、売買</p> <p>から が売買で取得し利用するための申請である。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしている。売買価格は 10 a あたり 円と聞いております。</p>
	議 長	番号 1 について質疑を受けます。（質問・意見なし）ご異議ございませんか。
	一 同	なし。
	議 長	異議なしと認め、議案第 1 号番号 1 につきまして議決決定しました。
	議 長	それでは、番号 2 について説明を求めます。
	局長補佐	<p>番号 2</p> <p>土地の表示： 登記：田 現況：畑 479 m² 合計：1 筆 479 m²</p> <p>譲渡人： 耕作面積：11,420 m² 譲受人： 耕作面積：9,349 m²</p> <p>所有権移転、売買</p> <p>から が売買で取得し利用するための申請である。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしている。売買価格は 10 a あたり 円と聞いています。</p>
	議 長	番号 2 について質疑を受けます。（質問・意見なし）ご異議ございませんか。
	一 同	なし。
議 長	議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について番	

		号2は議決承認されました。
	議長	『議案第2号農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第5条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明致します。
議案第2号 農地法第5条 の規定による 許可申請に対 する許可につ いて	局長補佐	<p style="text-align: center;">【 議案第2号朗読及び説明（議案書4頁）】</p> <p>番号1</p> <p>土地の表示： 登記：畑 現況：畑 558㎡ 登記：田 現況：畑 497㎡ 登記：畑 現況：畑 1,093㎡ 登記：田 現況：畑 359㎡</p> <p>計：田2筆856㎡ 畑2筆1,651㎡ 合計：4筆2,507㎡</p> <p>譲渡人： 譲受人： 契約種別：賃貸借 用途：宅地 葬祭会館新築</p> <p>この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第2種農地、他の農地区分に該当しないに該当します。転用計画は葬祭会館新築です。賃借料は年額10aあたり 円と聞いております。</p>
	議長	現地調査報告を庄倉委員よりお願いします。
	庄倉委員	<p>本日9時より、恩田会長、市川職務代理、糸田委員、井上雅夫委員、野口龍馬委員、遠藤宏明委員、井上武委員、私、事務局長、局長補佐の10名で現地調査を行いました。</p> <p>現地調査資料の5ページをご覧ください。現地は草が刈ってある状況で現在耕作されていません。6ページを見てください。560番地の右側は県道です。561番地は公衆用道路で、562番は水路です。歪な形ですが、317番地と319番地はさんの土地です。556番地は農道で水路が走っています。7ページの計画図を見てください。上側の道路が県道で、下に向かってるのが公衆用道路で、その道路に沿うように建てられます。下側の矢印の所は農道で上側に用水が通っています。ここにL型擁壁を設置して盛土をされるそうです。進入については、県道から公衆用道路に入り、進入口と書いてある所から出入りをされるそうです。隣地の許可も、水利関係の許可も取っておられますし、許可妥当であると判断しました。</p>
	議長	議案第2号につきまして質疑を受けます。（質問・意見なし）ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	異議なしと認め、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について議決承認されました。
	議長	『議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長	議案第3号、農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程により議決を求めます。

<p>議案3号 農用地利用集積計画案の決定について</p>	<p>局長補佐</p>	<p>【農用地利用集積計画の要請の要点を整理番号ごとに朗読 (議案書7～21頁)】</p> <p>整理番号 66～95番 設定を受ける者： 22名 設定をする者： 30名 設定をする土地： 50筆 63,913㎡</p> <p>[農地中間管理権を取得する場合] 整理番号 311～321番 利用権の移転を受ける者： 1名 利用権の移転をする者： 11名 設定をする土地： 17筆 計 23,786㎡</p> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します</p>
	<p>議長</p>	<p>整理番号64、65、66を除いて質疑を受けます。</p>
	<p>庄倉委員</p>	<p>83番のさんは現在 歳で、3年の契約です。補助作業がおられるようですが、ご本人の健康状態を教えてください。また、90から93番のさんは、この頃体調不良を理由とした規模縮小の申請がよく上がってきていましたが、併せて健康状態を教えてください。</p>
	<p>局長補佐</p>	<p>83番さんですが、ご高齢ということで申請書を出された際に確認しております。ご健康で営農に差しさわりは無いと判断しました。さんにつきましては、確かに縮小されていますので、申請書を持って来られた際と、今日も確認しましたが、万全ではないが以前より体調は良いということで営農には問題ないと判断しています。</p>
	<p>庄倉委員</p>	<p>分かりました。</p>
	<p>議長</p>	<p>他にございませんか、ご異議ございませんか。</p>
	<p>一同</p>	<p>異議なし。</p>
	<p>議長</p>	<p>農用地利用集積計画の決定について、整理番号64、65、66を除いて議決決定されました。整理番号64番について質疑を受けます。ご異議ございませんか。</p>
	<p>一同</p>	<p>異議なし。</p>
	<p>議長</p>	<p>農用地利用集積計画の決定について、整理番号64番は議決決定されました。整理番号65、66番について質疑を受けます。ご異議ございませんか。</p>
	<p>一同</p>	<p>異議なし。</p>
	<p>議長</p>	<p>農用地利用集積計画の決定について、整理番号65、66番は議決決定されました。</p>
	<p>議長</p>	<p>(産業課 桑名課長補佐入室) 議案第4号に入ります。『農用地利用配分計画(案)の意見照会について』を上程致します。</p>
<p>桑名 課長補佐</p>		<p>農用地利用配分計画(案)の意見照会について、このことについて、下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規程に基づき意見を求めます。 【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読(議案書16～17頁)】。</p>

議案第4号 農用地利用配 分計画の意見 照会について	議 長	整理番号2、3番を除いて質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	農用地利用配分計画（案）の意見照会について整理番号2、3番を除いて議決承認されました。 整理番号2番について質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	農用地利用配分計画（案）の意見照会について整理番号2番は議決承認されました。 整理番号3について質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	農用地利用配分計画（案）の意見照会について整理番号3番は議決承認されました。
	議 長	桑名補佐がおられますので、続けて『報告事情（5）農地中間管理事業制度の見直しについて』を先に上程してもよろしいでしょうか
5. 報告事項 （5）農地中間 管理事業制度 の見直しにつ いて	一 同	異議なし。
	議 長	それでは、説明をお願いします。
	桑名補佐	<p>2月の総会に於きまして、農地中間管理事業の見直しについて分かり次第報告して欲しいという要望がございましたので、議案書の38ページから42ページに資料を載せています。概要については38ページに集約されていますので38ページの説明をします。なお、上の欄に赤字で書いてありますが、国から示されている現時点での案で確定事項ではございません。協議過程で変更する場合がありますので、しばらく取り扱いについてはご注意ください。</p> <p>農地中間管理事業の制度は平成26年度から始まりまして、当初から5年経過した時点で見直しを行うことが定められていました。この度、農水省から改正する案ということで都道府県市町村に示されたのがご覧いただいている資料です。おおまかになります。改正点をご報告致します。</p> <p>1、地域集積協力金についてですが、今までは一般地域、中山間地域関係なしに一律の交付単価の基準がありました。地域の農地面積の20%以上が中間管理機構を通して担い手に貸し出された場合に集積協力金を受けることができました。今までは20%以上50%未満、50%から80%、80%以上の3段階で単価が設定されていましたが、今回では一般地域、中山間地域に分けられます。それぞれに単価が違います。表をご覧ください。交付の対象要件が、今までは増えた部分が20%以上であればカウントできたのですが、今後は年度について1割以上が新たに集積されないと対象になりません。仮に地域に10ha田んぼがあって、その地域が0だった場合1ha以上が担い手に貸し出されないと対象になりません。新たにです。例えば10haの田んぼで、既に5haを担い手の方が借りておられますと、1割以上ですので、この場合では5反以上になります。計算の方法が複雑になってきていますので、農業委員さんとして地域等でお話されることがありましたら、事前に役場に相談に行かれるようにご案内していただけたらと思います。</p> <p>集約化タイプというのが新たにできています。こちらの方は説明すると長くなりますので資料に目を通していただいて、事案に該当することがあれば産業課の方にご連絡いただけたらと思いますのでよろしくお願い致します。</p>

		<p>2. 経営転換協力金ですが、個人に交付される交付金のタイプです。こちらも見直しが行われます。今までは、5反未満、5反から2ha、2ha以上の3つの区分で、それぞれ30万円、50万円、70万円の基本単価がございましたが、これからは段階的に減らされるということで、今まで一律単価であったのが、平成31年から33年度までは、貸し付けを行った農地10aあたり1万5千円×貸付面積になっています。上限50万円が設定されるようです。34年、35年度は交付単価が減らされて、上限も25万円になるようです。</p> <p>また、新しく農地整備・集約協力金というのができました。今示されている条件でいきますと難しいかなと思います。と言いますのも、中間管理権を15年以上設定された場合に、構造改善などをされる場合に助成があるということですが、現地点で南部町は貸借期間が最長10年が多いですので、今後、この制度を取り組みたいという地域がございましたら事前にご相談いただきましたら、県や機構に相談したいと考えています。現時点で対象になる所はないとご理解いただけたらと思います。説明は以上ですが、交付金の単価の計算等の資料等を付けておりますので、ご確認いただきまして、ご質問等ございましたら産業課の方にご相談ください。よろしく申し上げます。</p>
	議 長	<p>皆様から、お聞きしたいことなどございませんか。(質問等なし)ご不明な点等ございましたら、随時産業課の方へ相談されますようお願いいたします。(桑名課長補佐退出)</p>
	議 長	<p>議案第5号 農業委員会法第38条による意見の提出について、提案者より説明をお願いします。</p>
	局長補佐	<p>議案書30ページになります。検討委員会を開催しまして委員の皆様にご検討いただき作成したものです。内容は、1. 堆肥センターの建設について。2. 農地台帳の整備について。3. AIを活用した農作業管理に係る機械導入の支援について。4. 非農地(B判定)した農地を山林化する場合について。の4点です。31ページからは具体的な内容が書いてあります。目を通していただいていると思いますので、ポイントだけ説明します。</p> <p style="text-align: center;">【要点朗読(議案書31～32頁)】</p> <p>以上を、意見書として提出したいと考えています。</p>
議案第5号 農業委員会法 第38条による 意見の提出 について	議 長	<p>この事につきまして質疑を受けます。(質問、意見なし)ご異議ございませんか。</p>
	一 同	<p>はい。</p>
	議 長	<p>ご異議がございませんでしたので、これで町長部局の方に提出いたします。</p>
	議 長	<p>『農地法第18条第6項の規定による通知書について』上程します。</p>
	局長補佐	<p>【『農地法第18条第6項の規定による通知書について』朗読(議案書33～34頁)】</p> <p>1番は、永小作でしたが、耕作者より高齢の為、解約したいとの申し出があったそうです。2番は耕作者のご都合で解約となったそうです。3番は、所有者は の方で、地元のネギ栽培をされています さんが借りられることが協議の上まとまり合意解約となりました。4番も3番と同じ理由です。5番は、耕作者がブロッコリー栽培に専念したいということで解約になったそうです。解約後は さんが耕作されます。</p>

5. 報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書について	議長	質疑を受けます。
	庄倉委員	1番、2番について質問します。解約後はどのようにされますか。
	議長	両所有者ともご高齢で、新しい耕作者を探しておられますが見つかっていません。しばらくは保全管理の状態だと聞いています。
	庄倉委員	分かりました。
	議長	他にないようですので、『農地法第18条第6項の規定による通知書について』報告を終わります。
	議長	『復元完了届について』上程します。提案者の説明を求めます。
	局長補佐	【『農地法第5条第1項による農地一時転用届について』 朗読及び説明（議案書35頁）】 ここは、昨年12月の総会で報告しました一時転用と同じ場所です。この度追加案件ということで報告します。賃借料は10aあたり 円ということです。
(2) 農地法第5条第1項による農地一時転用届について	議長	質疑を受けます。
		(質問・意見なし)
	議長	無いようですので、『農地法第5条第1項の規定による復元完了届について』報告を終わります。
	議長	『復元完了届について』上程します。提案者の説明を求めます。
	局長補佐	【『農地法第5条第1項の規定による復元完了届について』 朗読及び説明（議案書36頁）】 本日午前中に行ないました現地調査で復元されていることを確認しました。
(3) 農地法第5条第1項による農地復元完了届について	議長	質疑を受けます。(質問・意見なし) 無いようですので、『農地法第5条第1項の規定による復元完了届について』報告を終わります。
		休憩(14:33～14:55)
	議長	平成30年度遊休農地調査結果について、天津地区の班長さんより順番に報告をお願いします。
	庄倉委員	天津地区の最終報告をします。境でA判定が多く出てきました。何度も伺った結果、自己管理をするという所が多く、今後に期待しています。さんが借りられる所もありますし、徐々に解消していくのではないかと考えています。しかし、何度伺ってもお会いできないなど、これからの課題であると思っています。の砂防ダムの関係で農地に道路が入った所の工事が完了したという報告がありましたので、道路が無くなった時点でお話に行こうと思っています。B判定にしなくてはいけない所もありますので、もう一度お話を是非農地にされるのか確認していきたいと思えます。昨年に比べると面会ができて解消に向かう農地が増えました。今後も面会を重ね解消に力を入れたいと思えます。
(4) 平成30年度遊休農地調査結果について	議長	私から質問をさせていただきます。阿賀の でA判定がたくさん出ていますが、後はどのようにされるおつもりですか。
	庄倉委員	関係の農地です。池も壊れて水が当たらないということもありましてB判定にしました。ご本人たちも耕作しないとされていますので、山に返す方向で進めたいと思っています。
	議長	一時転用は現状復帰が約束です。その辺の事も考えて進めてください。
	庄倉委員	工事関係の2筆はA判定です。面会したいのですが、なかなか会えない方で苦慮しています。B判定は木も生えて農地にするのは難しい状

	態です。
局長	の方々は農業者として意欲を持っておられますか、他に農地を持っておられますか。
庄倉委員	残念ながら持っておられません。他にも農地を持っておられますが殆どが荒廃地で、太陽光発電を希望されている方が多いです。
議長	他に質問が無いようでしたら、大国の班長さんお願いします。
作野委員	大国地区は、A判定が20筆、B判定が5筆です。29年度とあまり内容的には変わりはありません。のB判定の農地は所有者がお亡くなりになられ、ご家族も県外で話が進んでいません。のB判定は、新しい所有者の方が畑として使用される段取りをされているところで解消する予定です。新規でB判定が2筆ありますが、所有者の方は健康状態が悪く耕作出来る状況ではありませんし、周りに迷惑をかける場所ではないのでやむを得ないかと思っています。B判定に近い農地が増えてきたように思います。これ以上悪い状況にならないように努力をしていきたいと思っています。
議長	質疑を受けます。無いようでしたら、法勝寺地区の班長さんお願いします。
糸田委員	B判定については新規で13筆、継続で247筆です。継続の247筆のほとんどはやまとだに地区の圃場で、28年に法人やまとだに設立時に法人に集積できる農地とできない農地の区分けを行いまして、その時既に谷間で原野、山林化していた農地がそのまま継続として残っています。新規の16筆は、鴨部と福頼地区の谷間の条件不利地域で鳥獣害被害もある何年も耕作されていないような農地です。所有者の方に確認しても、誰でも良いから作って欲しい、できれば農地から外して欲しいということでした。中山間や多面の協定農地でもないのに、このB判定の農地は、この1年をかけて非農地にしたいと考えています。継続のA判定13筆についても、谷間の非常に条件不利な所です。農振農用地であったり、中山間の協定農地であったり、多面的の農地であったり、自己保全やシルバーさんに草刈りを依頼されたりして何とか農地の状況を維持されているのが現状です。新しい耕作者にお願いするには非常に条件の厳しい農地ばかりです。今年で中山間の4期が終わるので、次期対策では地域の方で協定農地から外ずしていかなければいけない状況かなと思います。非常に厳しい状況です。
議長	他の地域に比べて非農地希望が非常に多く、委員さんも大変であると思います。皆さんに確認は取られていますか。
糸田委員	取れる方については確認しています。誰でも良いので作って欲しい、借り手がなければ非農地に是非して欲しいということでした。ひとつ引っかかるのは農振農用地の農地で、並行して手続きをしていかなければいけないと考えています。所有者と連絡が取れない農地については確認までは至っていません。
議長	確認が取れる農地と取れない農地と棲み分けをきちんとお願いします。
糸田委員	最終的にはご本人より意向を出していただくように考えています。
庄倉委員	面談されて、借り手があれば耕作してもらいたいと言われるのはB判定の農地ですか。耕作出来る農地であればB判定にはならないと思いますが。

糸田委員	現状は農地としての活用はとても無理な状態で、農業委員としてはB判定にしました。面談の中では、耕作して頂ける方がおられればいくらかでも貸しますと言われます。農地を荒らしたくないというのが本音だと思いますが、現状を見て、とても借り手などいない耕作は難しい農地であると委員として判断したということです。殆どが農地の体をなしていません。
議長	所有者さんと委員さんが話されて非農地にしましよとなっても、もう一度、私共や事務局などで確認をして判断をしなければいけないと思っています。農地の真ん中であるとか、非農地にならない場合もあります。第三者委員会的なものを作らなくてはいけないと思っています。面談の際にはその辺も含めて説明をお願いします。上長田地区の報告をお願いします。
田邊委員	上長田地区の班長であります林原委員が本日欠席ですので、私が代って報告します。上長田はA判定が2筆あります。1件は農地中間管理機構を希望されています。もう1件は町外の方で非農地を希望されています。B判定は新規、継続を合わせて37筆あります。農振農用地で中間管理機構を希望されている所がありますが、ここは平成15年に構造改善をされていますが、雑草が繁茂していて集落内で耕作者を探しておられませんが難しい状況です。入蔵で1件自己管理をするとのお答えをいただいています。他、殆どが非農地を希望されていまして、現状も山に返すしかないような所ばかりです。
議長	狭い細々とした農地がたくさん上がっていて、とても耕作出来る状況ではないなと感じています。委員の皆様にはご足労をおかけしますが、所有者の方々の意思確認をお願いしなくてはいけないと考えています。東長田地区の報告をお願いします。
井上雅夫委員	東長田地区は、法勝寺地区に続いて広い面積が上がっています。B判定に関しては壊滅状態です。A判定は30筆ほどあります。中間管理機構に預けられたらどうか話をまとめている段階ですが、中間管理機構が受けてくれるかどうか、山の中ですので受け手が見つかるとは思えません。地元の若い人たちが耕作しようと思っても難しい状況です。限りなくB判定に近いA判定です。B判定も、ほとんどが農振農用地外で細々した土地で原野、山林状況です。今後ですが、推進委員さんもこまめに回られています。中間管理機構から返事が出ましたら、非農地の話も進めていかなければいけないと考えています。
議長	何かご質問したいことはありませんか。
局長	新規のA判定6筆の内、2筆の意向が書いてありませんがどのような状況ですか。
井上雅夫委員	担当地区の推進員さんから良いですか。
議長	はい。
遠藤健一委員	ですが、弁護士さんからの返事待ちです。ご本人さん、ご家族さんとも連絡が取れない状況です。
井上雅夫委員	の方は、近年おじいさんが亡くなられて、お婆さんがお一人で住んでおられます。圃場整備がされておらずトラクターも入らない所で耕作は難しく荒れている状態です。
局長	このまま進行していく形ですか。

井上雅夫 委員	笹も生えてきていますし、難しいです。
議 長	上長田も東長田も上がっている所は条件の悪い所でしょうし、中間管理機構が受けてくれるのは難しいのではないかと思います。それから、原野状態でA判定の所がありますが、おかしいと思うのですが。
井上雅夫 委員	近年まで近所の方に作ってもらわれていました。木まで生えていないので草を刈れば何とかなるかもしれない判断が難しい農地です。次の調査ではB判定になるような所です。
田邊委員	上長田も東長田も、その農地が現在耕作出来る状態であっても、周囲の状況や、地形的に条件が非常に悪かったり、受け手がなかったりで、将来的なことを考えればB判定の方が適格ではないかと個人的には思います。
議 長	この際、できる所から棲み分けが必要だと思います。手間地区の報告をお願いします。
市川委員	新規はありませんでした。B判定は、寺内集落から南に入った地区ずっとが原野状態です。一部山林にもなっています。非農地を希望されています。集落の集まりがあった際に吉次委員が所有者の方に確認を取っておられます。私も出会えた方には確認をしています。B判定の所は非農地に進めざるを得ないと思っています。A判定で、長年の懸案であります諸木砂田に苗代田 21 筆約 4,000 m ² があります。農振地区のど真ん中で何年も荒れた状態です。集落内の受託作業をされている方にお話をしたところ、1人の方が整備されれば耕作しても良いということで、当初、整備にかかる費用を所有者で割ってという考えでおりましたが、中間管理機構の上場会長に見ていただいたところ、農振農用地のど真ん中を荒らすわけにはいかないと、全て機構の方で整備してもらえることになりました。現在所有者の方と書類作業を進めているところで、来年の春には耕作出来るのではないかと考えています。他のA判定は、不在地主の方であったり、なかなか話が進まない状況でB判定になっていくのではと懸念しています。
議 長	賀野地区の報告をお願いします。
野口孝志 委員	45筆の内12筆がB判定です。B判定は殆どが原野、山林化していて非農地を希望されています。中間管理機構を希望されている所がA判定、B判定であります。受けることができないという回答をいただいています。受け手が無いので耕作放棄をされる所がたくさんあります。また、賀野地区は12集落ありまして、その内の3集落は集落で管理されています。維持管理されているのでA判定には上がっていませんが、耕作されていない農地がたくさんあります。今後、高齢化が進み、管理する人がいなくなったら、すごい数の農地がA判定になり、直にB判定に上がってくるのではないかと懸念しています。将来的には山間部の田のほとんどが荒れてしまうのではないかと考えています。また、畑地で、梨、柿栽培をされていた所で、木を切って作付はされていないが耕耘はされていて荒地にはなっていない所や、既に荒れてしまっている果樹園が多くあります。これらを何とかする方法はないか考えています。
議 長	B判定で、農地中間管理機構を希望されていますが、B判定では機構は受けません。
野口孝志	B判定になる前に、緑、黄色判定をされていた時に意向調査を行い機構

	委員	を希望されていた所を引き継いでいる形です。その後、B判定になった農地です。
	議長	皆様、大変ご苦勞様です。この調査を元に、これから本格的に棲み分け作業を行わなければいけないと思っています。よろしくお願い致します。
	庄倉委員	調査の関係で色々家を回りましたが、お留守の所がたくさんあり、来たという印が欲しいと思ひまして、名刺を作成していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
	議長	良いと思います。事務局検討をお願いします。
	局長補佐	はい。
その他	議長	平成31年度第1回南部町農業委員会総会は、平成31年4月10日(水)に開催します。
	議長	これにて平成30年度第12回南部町農業委員会総会を閉会します。
	議長	これにて平成30年度第12回南部町農業委員会総会を閉会します。
平成30年度第3回農業員会総会の日程について	議長	これにて平成30年度第12回南部町農業委員会総会を閉会します。
8、閉会	議長	これにて平成30年度第12回南部町農業委員会総会を閉会します。